平成30年度 第2回 府中市国民健康保険運営協議会会議録

市民部保険年金課

平成30年度第2回府中市国民健康保険運営協議会

- 1 日 時 平成30年10月9日(火) 午後1時30分~午後2時30分 2 場 所 府中市役所北庁舎3階第3会議室
- 3 出席者 (1) 運営協議会委員

区分	氏名	出欠
被保険者を代表する委員	佐 藤 政 利	0
	宮 下 稔 浩	\circ
	半 沢 謙 治	\circ
	山 本 茂	\bigcirc
	大屋 邦子	\bigcirc
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	櫻 井 誠	×
	野 本 和 久	\circ
	金 森 泰	\circ
	山 本 純 一	×
	中村 徳浩	\bigcirc
公益を代表する委員	村 木 茂 (会長)	\circ
	西 村 陸	\circ
	服 部 ひとみ	\circ
	崎 山 弘	\circ
	今 井 千 草	×
被用者保険等保険者を代表す	犬 塚 勇	×
る委員	増 島 武	\circ

(2) 事務局

職	氏名
市民部長	村 野 良 男
市民部保険年金課長	中 村 孝 一
市民部納税課長	関 田 和 馬
市民部保険年金課長補佐	笹 岡 義 行
市民部納税課長補佐	青木葉 一 幸
市民部保険年金課給付係長	古 田 裕 樹
市民部保険年金課保険税係長	小 俣 秀 行
市民部納税課納税推進係長	内藤 正仁
市民部保険年金課主任	鈴 木 佳 子

4 傍聴者 1人

平成30年度第2回府中市国民健康保険運営協議会 (平成30年10月9日開催)

会議録 (要点筆記)

会 長: 定刻となりましたので、ただいまより「平成30年度第2回府中市国民 健康保険運営協議会」を開催いたします。

> 皆様にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 本日の会議について、傍聴希望の方がいらっしゃいます。府中市附属機 関等の会議の公開に関する規則により、傍聴を承認してもよろしいでしょ うか。

委員: 異議なし。

会 長: それでは、傍聴希望の方はお入りください。

「傍聴希望者入場、着席]

会 長: はじめに、事務局より配付資料の確認がございます。

給付係長が、配付資料の確認を行った。

会 長: それでは、これより議事日程に従いまして会議を進めさせていただきます。本日の会議は、今井委員、櫻井委員、山本純一委員、犬塚委員から欠席の報告を受けております。

会 長: 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

被保険者を代表する委員から大屋委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員から中村委員、公益を代表する委員から西村委員にそれぞれお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員: 異議なし。

会 長: ご異議がないようですので、各委員に、本日の会議の会議録署名委員を お願いいたします。 続きまして、日程第2の「府中市の国民健康保険について」を議題とい たします。

本日は、市長がお見えになっています。市長より諮問がありますので、 高野市長お願いします。

市長が、挨拶及び諮問を行った。

会 長: ただいま、高野市長より諮問書を受け取りました。委員の皆様にも事務 局から写しを配付します。

事務局より諮問書の写しを各委員に配付した。

会 長: 市長は他の公務のため、ここで退席されますのでご了承ください。

[市長退席]

会 長: それでは、議事を進めたいと思います。まず、事務局より説明をお願い します。

保険年金課長補佐が、諮問書の説明を行った。

会 長: それでは、本件の諮問内容にあわせて、ご質問や確認事項はございますか。

委 員: 「国民健康保険について」の1ページ目の上から5行目に、負担の公平 化を図るとあるのですが、そもそも公平とはどういうことを、公平と線を 引いていらっしゃるのか伺いたいのですが。

ただ、そうは言っても国民健康保険の制度はこれからも国民皆保険の基

盤を成すものとして、後世に伝えていかなければいけないと思うので、そこの構造的な問題、課題は解決していかなければならない。ただ、現状としましては被保険者の方の負担が高くなりすぎないよう、各自治体では一般会計からの法定外繰入金で抑えてきました。府中のように負担できる自治体はいいのですけれども、いよいよ、それがどこの自治体でも問題になっていまして。赤字を補てんする、一般会計を繰入れるということは、国民健康保険の被保険者以外の方にいただいた税金で赤字の穴埋めをするということなので、負担の公平性を図るというものです。

- 委員: 聞いていますと、公平という意味ですね。本来、国民健康保険に全国民が入っているわけではないですね。他の元気で働いて収入のある方のほとんどが会社の保険に入っていると思います。それに入っていらっしゃらない自営の方、仕事はしていたけれども怪我や病気で仕事ができなくなった方、もしくは会社を退職された方が国民健康保険に加入される場合が多くあると思います。それは国の構造であって、その負担が国民健康保険に入っている被保険者の、健康で働いている方にかかるのですよね。本来はセーフティーネットに近い部分が多大にこの国民健康保険にはあると思うので、市民税など、そういった税金から補てんされるのは仕方がない。公平という意味で言うのであれば、そのように感じるのですけれども、そういった事は議論されていないのでしょうか。
- 保険年金課長: 国の方などでいろいろ議論はされていますけれども、その公平性というところにつきましては、基本的には保険制度ですので、国が出す公費の部分、それから、それぞれの被保険者の方たちに負担いただく保険税で本来は賄っていくかたちが、社会保険制度としては本来の構造というか、システムかと思います。現在、その他一般会計繰入を行っているところですが、先ほどの説明でお話しさせていただいたように、どの程度の所得があるかに関わらず、他市と比べた場合に、府中市は負担が非常に低いという現状はありますので、少なくとも他市並みのご負担はいただくような方向で考えております。
- 委 員: それは東京都を一律で考えた場合の平均値に持っていきたい。平均値が 公平という選択ですか。

- 保険年金課長: 平均値が公平といいますか、他市よりも負担が非常に低いという意味では公平ではないと考えられるので、当面の目標としては他市平均、26市 平均程度を想定しているところでございます。
- 委員: 今の回答であれば、東京都から、府中市は個人の方の負担、繰入金が非常に高いという指導がきているのですか。府中市はこんなに高いから、都からの財政的負担を減らす、という指導があるのでしょうか。
- 保険年金課長: 都からは、他市並みではないので負担を減らすという指導はありません。ただ、例えば、この健全化計画で、削減予定額の設定がない場合、国から東京都への交付金が、設定ありよりも減になるということはございます。そうすると、各市に交付金を分担してもらう時のベースのところから、その分が控除できないという状況が発生します。

現在のところ直接東京都の方から個別に削減しろという話はありませんが、府中市は5~6年に一度の改定が多く、そちらにつきましては東京都の監査のなかで、文書での指導ではございませんが、口頭で保険税の見直しの検討をと言われております。

- 委 員: 関連するのですけど、計画案の31年度から32年度は1億減っている のですよね。ということは、東京都からの負担がこれだけ減るということ ですか。
- 保険年金課長: この計画書の削減予定額となっているところの増減でございますけれど も、こちらについては基本的に2年に1度見直しというのを考えておりま す。その間の年につきましては、後期高齢者医療や社会保険への移行に伴 う被保険者の減などの自然減、保健事業などによる減などを想定としてお ります。
- 委 員: 要するに上げるということは、お金が足りないから上げるということで、 横並びにしろというのは26市同じにしたいということなのですか。

26市を東京都としていずれ一括にする。同じような税率にすると。そ ういう構想が、例えば10年先なら10年先にあるもので、それに府中市 は追いついてきてください、と。今は低いので少し上げて、要するに八王 子並みに上げてください、というようなことを含んでいるのでしょうか。

保険年金課長: 現在のところ何年後に東京都は一本化するというのは言われておりません。ただ、ご存じのように他の道府県では統一を予定しているところもございます。

広域化しておりますので、大きな将来においてはそういった方向を目指すということはあるとは思いますが。現在のところ、具体的にはございません。

- 委員: 資料1の国民健康保険税の改定というところで、現行案と改定案がいく つかあるものについて、改定案が3つほど案として載っているのですが、 数字的にどのように出てきたものでしょうか。
- 保険年金服長離: こちらの数字を導き出した経緯でございますが、説明のなかにも申しあげましたけれども、基本的に改定案は保険税率を上げることについて、ご検討いただくものとなっております。ただ、そうはいっても被保険者の方の急激な負担増は避けなければなりませんので、まずは保険税率では税率を、合計で3区分ございますが、合計で0.12%アップ、それから均等割額については年額で1,000円を値上げ、そこから各3区分に配分しまして導き出しました。保険税率は0.12%上げて、均等割額を年額で1,000円上げたとして、さきほどの財政健全化計画書に当てはめますと、解消、削減まで向こう20年間の期間を要するものですから、それと比較するために、10年で解消していくとして試算しますと②、解消までの期間を仮に5年として試算してみますと③、逆算にはなりますが、そのような導き方として出しました。
- 委員: 改定案①は20年、改定案②は10年、改定案③は5年というところで。 何回か改定は行えるのですか。
- 保険年金課長: 改定につきましては、2年に1度見直すかたちを考えたいと思います。 この数字を出すにあたっては、平成30年度の予算上のその他一般会計 繰入をベースにしております。2年後は、ベースにするべきその他一般 会計繰入額が変わってきますので、その段階で計算し直してお諮りし、 必要があれば計画も見直します。そういったかたちで2年に1度見直し

ていきたいと考えております。

委員:最初のところに戻ってしまって、申し訳ないのですが。事務局の方のお話を聞いていても、公平化を図るというのがどうしても引っかかります。文言を少し変えていただくなどできないでしょうか。公平というと、今、不公平という状態だと言えますよね。私も、今払っている側ですが、とても不公平な状態とは思えない。自分が得しているとは思っていないので。どちらかというと、病院にも行っておらず、保険税を払うだけ払っている人ですから。どうしても、不公平で今得しています、とは感じられません。おそらくそうではなくて、聞いていると都の方からこういう状態だから、削減してくれと、補てんするのは止めてくれと言われているので、止める方向で持っていきたいというようにしか、捉えられなくてですね。なにか、公平ではなく、あなたは得しているのですよと言われているのであれば、その確たる数字を出してもらいたいと思うのですが、いかかでしょうか。

保険年金課長: ご意見いただきましたので、文言についてはまた答申の時には工夫していきたいと思います。

委 員: 被用者代表からの意見をさせていただきます。

確かに国民健康保険と被用者保険では加入されている方は違いますので、そこの話をしてもしょうがない。ただ、被用者保険は国民健康保険よりたくさんの負担をさせていただいている。納付金というかたちで出している。そのなかで国民健康保険も一生懸命運営されているのもわかります。

ただ、この会議に何年か前から参加させていただいていますが、賦課限度額が現在まだ府中市は低いですね。今回はそこのところに持っていこうという改定案だと思うのですが、これも本当は前回、2年前に変えるべきで。やっぱり一般会計からの繰入というのは国民健康保険に加入されている方はいいのですが、そうではない方、一般市民の方は、こういった負担部分が増えるということは、自分の保険に入っていて、なおかつ別の部分も負担するということになっている。国民健康保険のために出す、被用者保険へとはまた別に税金を出す、ということを考えると本来はもっと早く賦課限度額も上げていくべきだと思います。

今回は改定案が①~③まであって、一般会計を20年間、10年間、5

年間のうちに解消する内容の案だということですけれども、やはりこれ はなるべく早く解消していく話で、負担は大変だと思うのですけれども ね。そうしていくのが本来の運営のあるべき姿であって、制度を維持して いくには必要なことだと思います。

会 長: 意見として承ります。他にございませんか。

お言葉を返すようで申し訳ないのですが、国民健康保険に入っていな 委 員: い方の市民税が入っているとおっしゃいましたよね。国民健康保険には 私も入っていますが、今は健康体で医療費等は使っていない。でも全国 的に、年収も低く、会社では働けない方ですとか、医療費も非常に多くか かる方が、国民健康保険には入ってくることがわかっている状態ですよね。 その状態で負担を強いるというのは、そもそもの制度としてどうなのか なと感じます。今後、多少上がっていってしまうのは仕方がないのかも しれないですけれども、今後そういった方が増えてくるわけですよね。 そうすると国民健康保険に加入したくなくなるわけですよ。インターネ ットで国民健康保険は高すぎるというのを見ます。府中市に住んでいる とそうでもないですけど、他のところだと高くて、なんとか国民健康保 険に入らなくてすむ方法などが、インターネットでも多くでてきます。 情報を得た人たちが別のところに加入するようになると、今度は国民健 康保険自体が成り立たなくなってくるのではないかと危惧しますので、 そのようなことも加味してこの制度を考えていただきたいと思います。

会 長: 意見として、よろしいですか。他にございますか。

委員: 私は国民健康保険ではないのですが、セーフティーネットという点で言うならば、社会保険から拠出金というかたちで補っているわけですよね。セーフティーネットというならば、そちらをもっと上げろという筋はわかります。ただ、それが市民税を市の中で国民健康保険に充てるというのは、やはり少し筋が違うと思います。この場合議論するのは、市民税で支払われている分が、府中市の国民健康保険に使われていることの是非を問うのであって、セーフティーネットの議論は当てはまらない。

もし、それを言うのであれば別の場面で、社会保険の方の拠出金をもっと増やせとかそういう議論をすべきであって、話が当てはまらないと

思います。

委 員: それでしたら、そういったことも含めて、こちらではこう、その分の負担が少なくなる分にはこうというような、出し方をしていただければありがたいと思います。

委員: 今の議論に関連してなんですが、改めて言いますと、被用者保険には50%の事業主負担というのがありますけれども、国民健康保険にはない。そうした意味では、そもそも国が責任を果たすべきだと私は思っています。かつては、国の負担割合が50%だったというのが、いま、30%を切って下がってきていると聞いています。今の状況で、そういった国庫支出金がどのくらいなのか、現状何%なのか改めて教えていただけないでしょうか。この府中市国民健康保険の現状の歳入のところでみますと、だいたい2割を切っているのではないかと思うのですが、教えていただきたいと思います。

また、これに関する国の責任という点で、国からの支出金が下がっている、それが結果的に国民健康保険税の値上げにつながっているということを市がどう考えるのかというのを聞きたいと思いますが、よろしくお願いします。

あと、2点ほどあります。国保財政健全化計画書というのは、提出が 求められているのが、第6年次までということなのでしょうか。20年 間に渡って赤字解消の目標が設定されるということは、今後もまた提出 していくようになるのでしょうか。

この20年間で赤字額全額を割り返して解消していく計画を市は作ったのでしょうか、ということをお聞きしたいです。それに関連して、第2年次から第6年次の削減予定額が均等ではないということで、お聞きしたかったのですが、それは2年ごとに全部改定、値上げしていくからということでよろしいでしょうか。

委 員: ちょっとお待ちください。ここで議論するのは府中市の国保の運営の 問題についてであって、国に対しての意見を言ってもしょうがないでし ょう。

会 長: 今回、府中市の国民健康保険に関する諮問に対して、皆様の意見を、

今、聞かせていただいているわけであります。というわけでございますので、今、まず府中市においてこの赤字解消をどうするかという流れのところを、皆様の意見で進めていくということをご理解ください。

委員の質問の中で、赤字解消についてのところがありましたが、そこからでよろしいですか。

委員: 法定外繰入金が24億ありますよね。これを3分の1に割った額が、 この事務局案の第6年次分まで入っているのでしょうか、ということを 聞きたいです。

保険年金融長補性: こちら別紙1についてでございますが、こちらは形式、フォーマットは変わりません。29年度末、今年3月に一度この数値目標がないものを提出しているのですが、今回こちらにお諮りしたいのは、あくまでもこの向こう6年間の計画です。今回、案としてご提案させていただいていますのは、2年ごとに改定を同じペースで行うとすると、6年次が終わった時点で、7億6千2百万の削減ができるような計画になっております。

会 長: 24億の中で、7億引くという意味ですか。

保険年金課長: 補足させていただきます。基本的には、ここの案のところは、想定として20年で解消するとしたら、ここ6年、どの程度の税率がよろしいかということで考えております。同じ見直し率でいくと、この6年の中で、2年次、4年次、6年次の時に、見直した場合には、1億ほどの金額が減っていく。また、先ほど申しあげた自然減的な要因や、保険者努力での減等を併せて、2年次については2億1千4百万の減を見込んでいます。30年度予算上の金額ですので、法定外繰入金は27億となり、そちらから合計で7億6千万ほど減というのが想定される数字です。ただ、納付金の状況や、法定外繰入の削減状況などが、この通りのままではなく変わってくると思いますので、見直しする際には都度お諮りしていきたいと考えています。

委員: 2点ほど教えていただきたいのですけれども、賦課限度額の引き上げ だけを行った場合の金額を聞きたいのです。増額分試算されている中の、 賦課限度額だけだと、おいくら分になるのでしょうかと。

それともう1点は、平均的なモデルケースの試算をされていると思うのですが、夫婦子ども2人、あるいは単身での世帯では、どのくらい影響があるのかということを、平均的なところで教えていただきたい。

会 長: 平均は府中市内の平均でよろしいですね。

委 員: はい。

保険年金課長: おおよその数字になって申し訳ないのですが、平成29年度に同じ金額を 上げておりますけれども、2千万円ほどの増額でした。

保険年金課長補性: モデルケースで試算した場合、どのくらい増額になるかということなのですが、まず、高齢単身世帯で、平均収入、所得がなしとしてみた場合に、20年のパターンで試算しますと、年差で210円の増となります。それから40歳代の夫婦と子ども2人の4人家族の世帯でみると、課税所得が250万として試算した場合に、年差で6,400円の増となります。

委員: ありがとうございます。

会 長: 他にございますでしょうか。

委員: これから赤字解消をしていくうえで、財政的な取組みとともに、様々な 医療、それから健康、そういった面からの取組みといったものも書かれ ています。今回、ここでは財政的な視点からの議論をされているかと思 うのですが、具体的取組み内容の中には、医療、それから健康という視点 が明記されておりますので、こういった取組みについては、赤字解消に 向けた保険税額の変更を受けて、他部門との連携をどうしていくのかと いった考え方を教えてください。それから医療費の適正化と書かれてお りますけれども、ジェネリック医薬品を使う以外になにか取組みがあれば教えてください。

保険年金課長: 保健事業につきましては、現在、特定健康診査と特定保健指導について は健康推進課と連携して行っています。他の事業につきましても、東京都 と連携、協力する中でこれからも強化していきたいと思っております。現在、その部分につきましては、保険者努力支援というところで評価されるようになるのですけれども、26市中、ポイントが上位2、3位と評価されています。

それと、ジェネリックにつきましては、現在、力を入れて行っていると ころでございます。はっきりと数字で効果が分かる事業でございますので、 これからも把握し、強化していきたいと思います。

委員: ジェネリック以外での取組みはありますか。

保険年金課長: 例えば、レセプトや療養費の点検がございます。審査機関での審査後に 二次点検を行い、正しい請求となるように行っております。

それから、国民健康保険以外の保険の資格を取得後、国民健康保険の喪失手続きが遅くなってしまったために、国民健康保険の保険証で受診してしまい、その請求が国民健康保険にきてしまうというケースがございます。これは、不当利得として本来受診者本人に請求するものになりますが、回収が確実にできるよう、受診者本人でなく、保険者間での調整ができるようになりましたので、積極的に活用し、正しい支出になるよう努めています。

委 員: 財政的な手を打っていくとともに、保健事業を充実していくと言った意味では、これからフレイルの予防といったような観点も重要視されてくると思います。今、保険税が、保険税率がどのように変わっていくかという議論はすごく大事ですし、保険税を払う方の負担感というところも、来年度は消費税も上がっていくという中でとてもインパクトが大きいと思います。

しかし、この国民皆保険制度というものは、実際に病気になられた、あるいは高度な医療が必要になった方にとって、こんなに有難い制度はないわけですね。それによって本当に救われている低所得の方もたくさん知っています。そういった方々に対する、まさにセーフティーネットとなります。ぜひ長い目でみて、維持していかなければならない制度かと思います。

今回、何案か提案していただいているのですが、その負担感、インパクトを出来るだけ抑えつつ、提示していくことが大事かと思います。なおかつ、特別会計の、本来の原理原則のなかで完結していく。それこそが今後

も維持していく意味で大変大事なことかと思いますので、考え方について は認めていきたいと思います。また質疑のなかで気付いた点がありました ら、質問します。今のところは以上です。

会 長: 他にございますでしょうか。ご質問ございませんでしょうか。 すでにご案内していますが、次回、10月17日に本協議会を開催いた します。今日の皆様の意見を十分踏まえまして、市長への答申案を私と事 務局が作成し、次回に提出させていただいて、もう一度皆様のご意見をい ただくということでよろしいでしょうか。

全 委 員: 異議なし。

会 長: それでは、異議なしということでございますので、日程第2の「府中市 の国民健康保険について」は、次回答申案をご提示するということで継続 審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員: 異議なし。

会 長: ありがとうございます。それでは、日程第2はこれをもって終了します。 委員の皆様から、その他ということで、何かご意見ございますでしょうか。

委 員: 次回検討するのですけど、この資料の26市と府中市と、どう関わりがあるのか。府中市は結構負担していると思うのです。先ほど、不公平感の中で色々議論ありましたけれども、他の市町村に比べれば、府中は恵まれているのですよね。我々としてはいいのですけれども、それでいいのかという点で、もう少し市町村の資料をできる範囲で開示していただきたい。府中市がこれだけ恵まれているから、上げていかなければ仕方がないという説得力のある資料を補てんしていただければありがたいです。

会 長: 事務局、いかがですか。

保険年金課長: 次回、資料の提示をさせていただきます。

会 長: それでは、次回、皆様にご提示をお願いします。他にございませんでし

ようか。

委 員: 1点確認です。次回の協議につきましては、今日と同じ資料を基に、今日の議論を踏まえて、さらに議論を深めるという考え方でよろしいでしょうか。

保険年金課長: 基本的には、今回いただいたご意見を基に答申案を作らせていただくようになります。その答申案のなかで、ご意見等をいただき、大きな変更等が必要であれば、出席を伺った予備日に開催して継続審議というかたちをとらせていただく場合もございます。文言の整理等であれば、会長と事務局の方で整理をさせていただいて、答申書を出させていただくようになります。

会 長: よろしいですか。 他になければ、事務局よろしいですか。

保険年金課長: ございません。

会 長: それでは、以上で本日の日程を終了いたします。これをもちまして、平成30年度第2回府中市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。議事 運営にご協力いただき、ありがとうございました。